

姫路市監査委員	三 輪 徹
同	芝 野 稔
同	常 盤 真 功
同	石 見 和 之

令和6年度 監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により標記監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果報告を公表します。

なお、地方自治法第199条の2の規定により、7の監査結果のうち、同条に該当する事件については、監査委員 常盤真功及び石見和之 を除斥しました。

- 1 定期監査（工事監査）結果報告書
- 2 農林水産環境局定期監査及び関係指定管理者監査結果報告書
- 3 都市局定期監査結果報告書
- 4 建設局定期監査結果報告書及び関係指定管理者監査結果報告書
- 5 上下水道局定期監査結果報告書
- 6 消防局定期監査結果報告書
- 7 議会事務局定期監査結果報告書

令和6年度 建設局定期監査（行政監査を含む。）結果報告書及
び関係指定管理者監査結果報告書

1 監査の実施

姫路市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及
び行政監査並びに同条第7項の規定に基づく指定管理者監査

(2) 監査の対象

ア 定期監査

建設局

道路管理部 道路総務課、道路管理課、道路保全課、長寿命化対策課

出先機関 北部道路事務所

公園部 公園緑地課、公園整備課

出先機関 船津公園ふれあいの館、網干南公園ふれあいの館

イ 指定管理者監査

(ア) センターパーキング姫路（自転車駐車場（4施設））

(イ) タイムズ・日本管財グループ共同事業体（大手前地下駐車場）

(3) 監査の着眼点

リスク・アプローチの手法により、識別されたリスク（既知のリスク情報、
リスク管理シート、監査等の着眼点等）から重要度や頻度等を総合的に考慮し
て、そのリスクを評価した上で重点的に行う監査の着眼点を設定した。

(4) 監査の主な実施内容

ア 定期監査

監査は、財務事務及びその他の事務の執行について、その一部を抽出し、
法令等に基づき適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われて
いるかなどの視点で実施した。

イ 指定管理者監査

監査は、施設が法令、条例、協定書等の定めるところにより適切に管理さ
れているか、出納その他の事務が適正に処理されているかなどにつき、協定
書、関係諸帳票その他関係書類の全部又は一部を抽出して実施した。

(5) 監査の実施場所及び日程

ア 定期監査

監査事務局及び現地

令和6年11月18日から令和7年2月21日まで

イ 指定管理者監査

監査事務局及び現地

- (ア) センターパーキング姫路（自転車駐車場（4施設））

令和6年11月28日から令和6年11月29日まで

- (イ) タイムズ・日本管財グループ共同事業体（大手前地下駐車場）

令和6年12月3日から令和6年12月4日まで

2 監査の結果

(1) 定期監査

監査の結果、指摘事項は次のとおりである。その他の事務は、事務執行上留意すべき軽微なものを除き、適正に執行されているものと認めた。

ア 収入関係事務

- (ア) 紛失・破損等弁償金収入関係事務（道路管理課）

- (イ) その他損害賠償金収入関係事務（道路管理課）

- (ウ) 請負契約等違約金収入関係事務（道路保全課）

これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。早期徴収に努められたい。

- (エ) 船津公園ふれあいの館専用使用料及び冷暖房費用収納金払込事務（公園緑地課）

この事務について関係書類を調査したところ、会計規則第16条第4項における収納期限の払込みの特例として、収納日から6日を経過する日までの金融機関への払込みが承認されているが、その払込期限を過ぎているものがあつた。

令和4年度の定期監査でも同様の指摘をしていることから、期限内の収納金の払込みを徹底するとともに、再発防止に努められたい。

イ 支出関係事務

- (ア) 姫路市道路橋定期点検（地域一括発注）業務委託契約事務（長寿命化対策課）

この事務について関係書類を調査したところ、契約相手方から再委託の申し出があつたが、再委託先、再委託の金額といった審査を行う上で重要な情報を把握しないまま承諾書を交付していた。

不適切な再委託が行われることを防止するため、再委託の承認に係る審査については、再委託の内容や理由だけでなく、再委託先や再委託の金額を把握した上で、適正に実施されたい。

- (イ) 網干南公園ふれあいの館館内清掃業務委託、安富ダム周辺環境整備施設維持管理業務委託、菅生ダム周辺環境整備事業園地等除草及び剪定業務委託契約事務（公園緑地課）

これらの事務について関係書類を調査したところ、業務委託の完了確認において、業務完了報告書による履行確認が不十分であった。

履行確認は契約内容が適正に履行されているかを確認する重要な事務であることから、2名以上の職員で完了報告書の内容を確認するとともに、報告書の内容が不十分の場合は修正を指示するなど、適正な履行確認を徹底されたい。

- (ウ) 令和6年度ひめじ花と緑のまちづくり普及・啓発業務委託契約事務（公園緑地課）

この事務について関係書類を調査したところ、契約相手方から再委託の申し出があったが、再委託の理由や再委託先、再委託の金額といった審査を行う上で重要な情報を把握しないまま承諾書を交付していた。

不適切な再委託が行われることを防止するため、再委託の承認に係る審査については、再委託の内容だけでなく、再委託の理由や再委託先、金額を把握した上で、適正に実施されたい。

- (エ) 地域緑化用資材支給関係事務（公園緑地課）

この事務について関係書類を調査したところ、地域緑化事業における自治会等への資材支給については、市が資材を発注後、業者が自治会等の指定する引渡場所に納品している。納品書には公園緑地課の職員2名による押印があったが、当該職員による検収は行われることなく、支払いの手続きが行われていた。支払手続後、地域緑化用資材設置完了届の写真で納品の確認をしていたが、当該写真では資材の品目、数量を正確に確認できないものもあった。

検収は納品物の内容、数量に相違がないかを確認する重要な事務であるため、適正に検収を実施されたい。

- (オ) 大手前地下駐車場指定管理協定関係事務（道路総務課）

この事務について関係書類を調査したところ、大手前地下駐車場の指定管理者が当該施設の管理業務を第三者に委託することについては、仕様書で定める業務について可能であると基本協定書に規定されているが、委託できる業務を仕様書に一切定めることなく、指定管理者が管理業務17件を第三者に委託していた。

基本協定書の規定に基づき仕様書に必要項目を加え、適正に管理業務を実施されたい。

(2) 指定管理者監査

ア センターパーキング姫路（自転車駐車場（4施設））

監査の結果、事務執行上留意すべき軽微なものを除き、適正に管理運営されているものと認めた。

イ タイムズ・日本管財グループ共同事業体（大手前地下駐車場）

監査の結果、指摘事項は次のとおりである。その他の事務は、事務執行上留意すべき軽微なものを除き、適正に管理運営されているものと認めた。

(ア) 契約関係事務

指定管理者業務仕様書に第三者に委託できる業務が一切定められていないにもかかわらず、施設の管理業務17件を第三者に委託していた。

基本協定書及び仕様書の規定に基づき、適正に管理業務を実施されたい。